

令和4年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

(1) 意見提出者数 1団体 (2) 意見項目数 5件

NO.	御意見の内容	市の考え方
<b>【意見募集の方法】</b>		
1	<p>本計画案に対する意見募集については募集時期も含め格段に改善された事に感謝いたします。</p> <p>しかしながら、募集自体を広く市民に告知する点に於いて改善の余地があると考えます。市のホームページや市報でもすぐにわかるようしてください。現在は名称を知っていればネットからすぐに行けるようになったので助かりますが、名称を知らない人にも見ていただけるよう改善してください。</p>	<p>意見募集の告知方法につきましては、市報さいたま12月号及び市ホームページのトップの新着情報への掲載により告知しているところです。</p> <p>今後も、広く市民の皆様に御意見をいただける広報媒体や方法を検討し、改善してまいります。</p>
<b>【監視指導計画全体】</b>		
2	<p>本計画案に使用されている写真は昨年度と同じものが使用されています。使用される写真も毎年更新してください。</p>	<p>業務において撮影した写真には法人及び個人情報も写ってしまう可能性があるため、掲載できるものが限られています。業務内容によっては更新が難しいものもありますが、必要に応じて更新できるよう努めてまいります。</p>
<b>【IV 食品等の検査】（8ページ）</b>		
3	<p>検体数が年々減少しております。HACCPの取り組みを推奨する事で食中毒等を出さないことは重要である事は承知しておりますが、食の安全安心に於いて検体数を減らすことには納得しかねます。検体数を減らさないでください。特に食品添加物や残留農薬、動物用医薬品の検査は減らさないようお願いいたします。</p>	<p>食品等の検査の検体数及び検査項目については、国内外の食品衛生動向（近年の違反事例等）の情報を収集し、必要な検査を精査しています。施設の衛生指導に係る検査と合わせてより市民の食の安全・安心を確保できるよう、効果的・効率的に実施してまいります。また、市民の皆様に御理解いただき、安心につながられるよう、リスクコミュニケーションを進めてまいります。</p>

令和4年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【Ⅶ 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】（12ページ）		
4	<p>「一日食品衛生監視員」や「サイエンスラボ」の開催は市民や学生に興味を持ってもらい理解してもらえる良い取り組みだと思います。</p> <p>しかしながら募集人員が人口に対し少な過ぎると思います。通常業務がお忙しい事は重々承知しておりますが募集人員や回数を増やしてください。そのためにも専門職員を増やしてください。</p>	<p>会場の許容人数や、薬品や器具等を使用する際に危険がないよう複数の職員でサポートしているため、1回あたりの人数を限っておりますが、より多くの市民に参加していただけるような方法を検討してまいります。また、引き続き必要な人員を要望してまいります。</p>
【Ⅷ 人材の育成】（14ページ）		
5	<p>監視指導計画案では人材育成についても記載がございますが、日々の業務が厳しい中どれ程されているのか危惧しております。それに加え専門職員の過重労働も危惧しております。130万都市に保健所が1箇所しか無い事自体厳しい状況だと思います。各区にある保健センターは主に医療分野のセンターです。食品の安全管理に必要な保健所機能を持つ出先機関の充実を求めます。</p>	<p>技術研修や法令の内容等に係る研修、国等が開催するオンライン研修等を随時受講し、人材の育成、知見の習得に努めています。また、現在の保健所の体制において営業施設の監視指導等に必要な人員は確保できていると考えておりますが、今後も引き続き、状況に応じて必要な人員及び体制を要望するとともに食の安全・安心の確保のため、効果的・効率的に事業に取り組んでまいります。</p>